

2019年1月1日

**規程に基づく責任者**

<b>最高管理責任者</b>	<b>理事長</b>
<p>公的研究費等の不正使用等防止対策に関する規程</p> <p>第5条第1項 最高管理責任者は、本法人を統括し、公的研究費等の管理運営について最終責任を負う者とし、理事長をもって充てる。不正使用等防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。</p>	
<b>統括管理責任者</b>	<b>倉敷中央病院事務長（業務執行理事常務理事）</b>
<p>同規程</p> <p>第5条第2項 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の管理運営について本法人を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、倉敷中央病院事務長（業務執行理事常務理事）をもって充てる。不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本法人全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p>	
<b>コンプライアンス推進責任者</b>	<b>各部署（倉敷中央病院の該当部署、臨床医学研究所）の長</b>
<p>同規程</p> <p>第5条第3項 コンプライアンス推進責任者は、各部署（倉敷中央病院の該当部署、臨床医学研究所）における公的研究費等の管理運営について実質的な責任と権限を持つ者とし、各部署の長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正使用等防止を図るために各部署において、具体策の実施、コンプライアンス教育の受講管理・指導、モニタリング・改善指導を行い、統括管理責任者へ実施状況を報告する。</p>	
<b>経理責任者</b>	<b>運営企画部長</b>
<p>同規程</p> <p>第13条 本法人に経理責任者を置き、研究代表者等から公的研究費等の受領・管理を委任された理事長は、その経理及び管理に関する事務を当該経理責任者に行わせるものとする。</p> <p>経理責任者は、理事長が指名する。</p>	
<b>内部監査員</b>	<b>総務部長及びコンプライアンス委員会事務局長（人事部長）</b>
<p>同規程</p> <p>第22条 公的研究費等の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省）等を踏まえ、年1回以上の公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。</p> <p>監査を行う者は、公的研究費等の取扱いに直接関わらない職員から最高管理責任者が複数名選定するものとし、通常は総務部長及びコンプライアンス委員会事務局長（人事部長）とする。</p>	

不正防止計画推進 WG	臨床研究担当副院長、臨床研究支援センター
同規程 第10条 不正使用等を発生させる要因の調査・把握及び不正使用等防止計画の策定・計画の推進を図るため、最高管理責任者は不正防止計画推進 WG を設置する。 不正防止計画推進 WG は、不正使用等を発生させる要因について体系的に整理し、評価する。また、その要因に対応する具体的な不正使用等防止計画を策定し、実施状況を確認する。	
調査委員会	臨床医学研究所長、当該研究と利害関係を有しない研究者、統括管理責任者、人材開発センター長、顧問弁護士、外部有識者、その他最高管理責任者が必要と認めた者
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要項 第5条 公的研究費の不正使用に関する通法があり、調査を実施することが決定したときは、最高管理責任者は不正使用に係る調査委員会を設置し、速やかに事実関係を調査する。 第8条 調査委員会は不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。	

#### 職務権限

統括管理責任者	倉敷中央病院事務長（業務執行理事常務理事）	公的研究費等の適正な運営・管理の統括
経理責任者	臨床医学研究所運営企画部長	公的研究費等の経理及び管理に関する責任者 公的研究費等の利用許可 最高管理責任者への執行状況の報告
契約担当者	臨床医学研究所運営企画部	公的研究費等の契約手続き、管理等の実務を担当
研究費の出納担当	経理部	公的研究費等を利用した物品費、旅費等の出納を担当
物品の発注担当	資材課（発注係）	物品の発注を担当
物品の検収担当	資材課（検収係）	購入した物品の検収
出張旅費・人事関連	人事課	公的研究費等を利用した出張旅費、講師謝礼金等を確認 非常勤職員の雇用等の確認
研究代表者等	研究者	公的研究費等の使用に説明責任を負う 原則として発注の権限を有しない 検収の権限を有しない